

村山市農地賃借料情報

令和7年1月から令和7年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりです。

令和8年4月1日

村山市農業委員会

1. 田(水稻)の部

締結(公告)した地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
楯岡	9,400 円	12,400 円	4,000 円	67
西郷	10,300 円	14,000 円	5,000 円	155
大倉	10,500 円	10,500 円	5,000 円	589
大久保	10,800 円	18,000 円	4,500 円	132
富本	11,300 円	18,000 円	6,100 円	76
戸沢	10,200 円	12,000 円	4,400 円	237
袖崎	8,700 円	10,000 円	4,500 円	50
大高根	9,500 円	13,500 円	6,000 円	42
(参考)村山市平均	10,300 円			1,348

10aあたり

2. 畑(普通畑)の部

締結(公告)した地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
村山市全域	4,000 円	6,200 円	3,000 円	13

10aあたり

この賃借料は、あくまでも参考です。

実際の賃借料は、当事者間の話し合いで決めてください。

- データ数は、集計に用いた筆数です。
- 賃借料データの平均値±(平均値×70%)を超えるものは、集計から除いています。
- 上記一覧表の金額は、土地改良区費を耕作者が支払った場合の金額です。
- 集計結果の100円未満を四捨五入しています。

- 農地に関する諸手続き(許可申請等)は、毎月25日が締切日です。
- 農地を農地以外のものにする際は、許可が必要です。
- 農地に関することは、地域の農業委員、農地利用最適化推進委員または、農業委員会へご相談ください。

問合せ先 村山市農業委員会 電話 0237-55-2111